

第1編 計画の概要と地域特性

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画（改訂）の目的

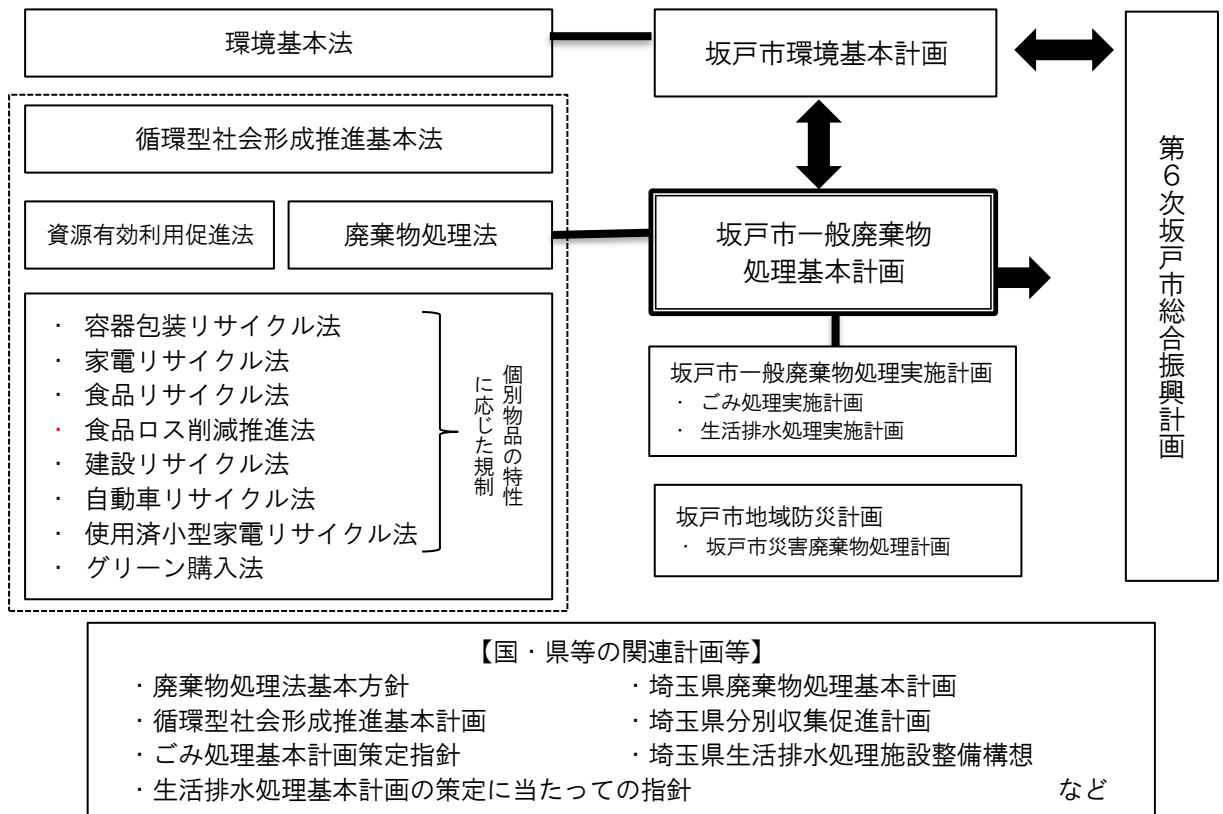
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物※1の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。

本市では、平成28年3月に「みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成」を基本理念とする第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（令和7年度を目標年度とする10年間の計画。以下「第4次計画」という。）を策定し、市民・事業者・行政の連携により、適切な廃棄物処理を推進してきました。

第4次計画の策定からおおむね5年が経過し、廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化や本市の現状等を踏まえた計画の見直しを行い、引き続き循環型社会の確立に向けて計画を推進していくために、今後5年間の計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

1-2 計画の位置付け

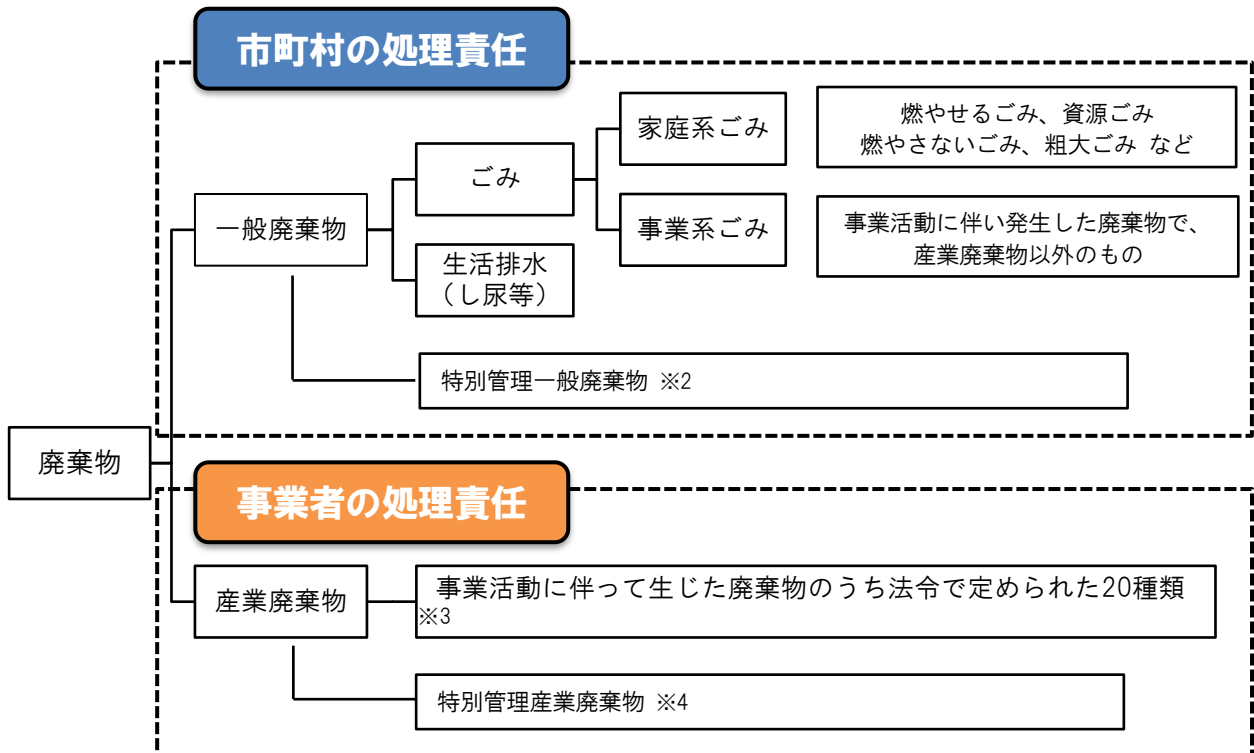
本計画の関係法令及び関係計画との位置付けは、次のとおりです。



※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条において、廃棄物は「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義されており、一般廃棄物は、これらの廃棄物の中で同法や政令等において産業廃棄物に該当しないものを示すと定義されています。

1-3 計画の対象廃棄物

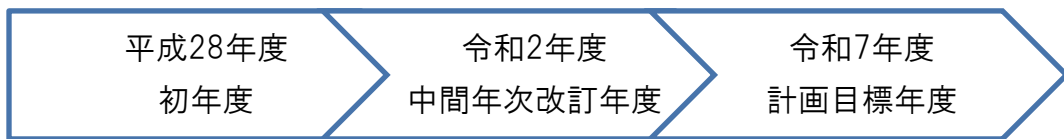
本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。



1-4 計画の期間及び目標年度

本計画は、第4次計画に位置付けられている令和7年度を目標年度とする5年間の計画として策定するものとします。

なお、上位計画、関連計画等との整合を図りながら、諸条件に大きな変動が生じた際は、その都度見直しを行うものとします。



※2 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB使用部品）、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物

※3 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉋さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、汚泥のコンクリート固形化物など産業廃棄物を処分するために処理したもの

※4 爆発物、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（有害物質を含む廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物など）

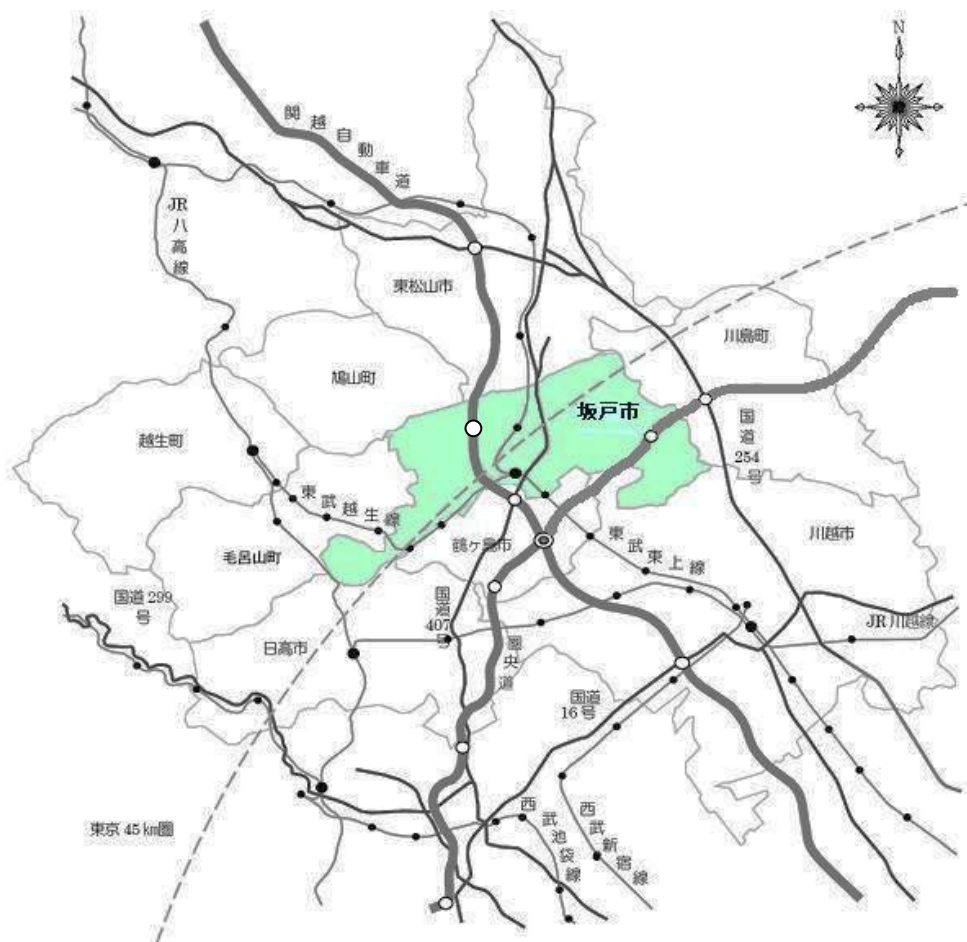
第2章 坂戸市の概要及びごみ処理の経緯

2-1 地理的・地域的特徴

坂戸市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、地勢はおおむね平坦であり、秩父山系から清流として知られる高麗川が南西から東へ流れています。

市域は、東西が12.7キロメートル、南北が9.3キロメートル、面積が4,102ヘクタールに及んでおり、周囲は東が比企郡川島町、西が日高市・入間郡毛呂山町、南が川越市・鶴ヶ島市、北は東松山市・比企郡鳩山町と接しています。

地形はおおむね平坦で、西部には秩父山系の先端が伸びて市の平野部の間に突出し、その先端は城山（海拔113.4メートル）となっています。この丘陵を背にして高麗川が東に流れ、北部で越辺川と合流した後に南下し、さらに市の東端で入間川に合流して荒川に流入しています。



～ 坂戸市の位置 ～

2-2 人口・世帯の推移

本市の過去5年間の人口は次のとおりです。

近年、人口全体での減少傾向が見られますが、65歳以上の高齢者人口は増加が続いており、1世帯当たりの世帯人数の減少が見られます。

【人口及び世帯数の推移（住民基本台帳より）】 (各年4月1日現在)

年度	世帯数	人口(人)				1世帯当たりの世帯人員(人)
		総数	男	女	対前年度増加率	
平成27	43,618	101,031	50,757	50,274	0.093%	2.32
平成28	44,326	101,320	50,919	50,401	0.286%	2.29
平成29	44,891	101,377	50,873	50,504	0.056%	2.26
平成30	45,364	101,054	50,674	50,380	△0.319%	2.23
令和元	45,892	101,029	50,586	50,443	△0.025%	2.20

【人口構成の推移（住民基本台帳より）】 (各年4月1日現在)

区分 年度	人 口 ※()内は構成率				世帯数
	14歳以下	15～64歳	65歳以上	合計	
平成27	13,299 (13%)	61,542 (61%)	26,190 (26%)	101,031 (100%)	43,618
平成28	13,166 (13%)	60,869 (60%)	27,285 (27%)	101,320 (100%)	44,326
平成29	12,997 (13%)	60,331 (59%)	28,049 (28%)	101,377 (100%)	44,891
平成30	12,660 (13%)	59,696 (59%)	28,698 (28%)	101,054 (100%)	45,364
令和元	12,343 (12%)	59,413 (59%)	29,273 (29%)	101,029 (100%)	45,892

2-3 土地利用の状況

本市の総面積は 4,102 ヘクタールとなり、宅地面積が増加の傾向にある反面、田・畑などは減少傾向にあります。

本市の地目別土地面積の 5 年間の推移及び用途別面積は次のとおりです。

■ 地目別土地面積の推移（各年 1 月 1 日現在）

（面積：ha、率：％）

区分		平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
田	面積	697.2	681.3	680.2	678.1	678.2
	率	17.0	16.6	16.6	16.5	16.5
畑	面積	658.6	647.0	644.6	642.4	642.3
	率	16.1	15.8	15.7	15.7	15.7
宅地	面積	1,025.9	1,039.2	1,046.8	1,063.0	1,062.9
	率	25.0	25.3	25.5	25.9	25.9
池沼	面積	4.8	4.5	4.1	4.1	4.0
	率	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
山林	面積	124.2	121.0	119.7	114.3	114.3
	率	3.0	3.0	2.9	2.8	2.8
原野	面積	68.6	68.1	67.3	68.0	68.0
	率	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
雑種地	面積	251.0	264.4	262.0	245.6	245.7
	率	6.1	6.4	6.4	6.0	6.0
その他	面積	1,271.7	1,276.5	1,277.3	1,286.5	1,286.6
	率	31.0	31.1	31.1	31.3	31.3
総面積		4,102.0	4,102.0	4,102.0	4,102.0	4,102.0

■ 都市計画用途別面積の状況（平成 30 年 7 月現在 ※ 統計坂戸平成 30 年版より）

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)	
都市計画区域		4,097.0※5	100.0	
市街化区域	市街化区域合計	1,068.5	26.1	
	用途指定区域	第一種低層住居専用地域	263.8	6.4
		第一種中高層住居専用地域	166.7	4.1
		第二種中高層住居専用地域	52.9	1.3
		第一種住居地域	211.2	5.2
		第二種住居地域	59.2	1.4
		準住居地域	40.9	1.0
		近隣商業地域	23.6	0.6
		商業地域	34.0	0.8
		準工業地域	114.9	2.8
		工業地域	51.3	1.3
		工業専用地域	50.0	1.2
市街化調整区域		3,028.5	73.9	

※5 平成 26 年度に実施された国土調査により地積校正があり、現在では 4,102 ヘクタールとなりますが、都市計画区域の変更がされていないため、校正前の 4,097 ヘクタールの表記となっています。

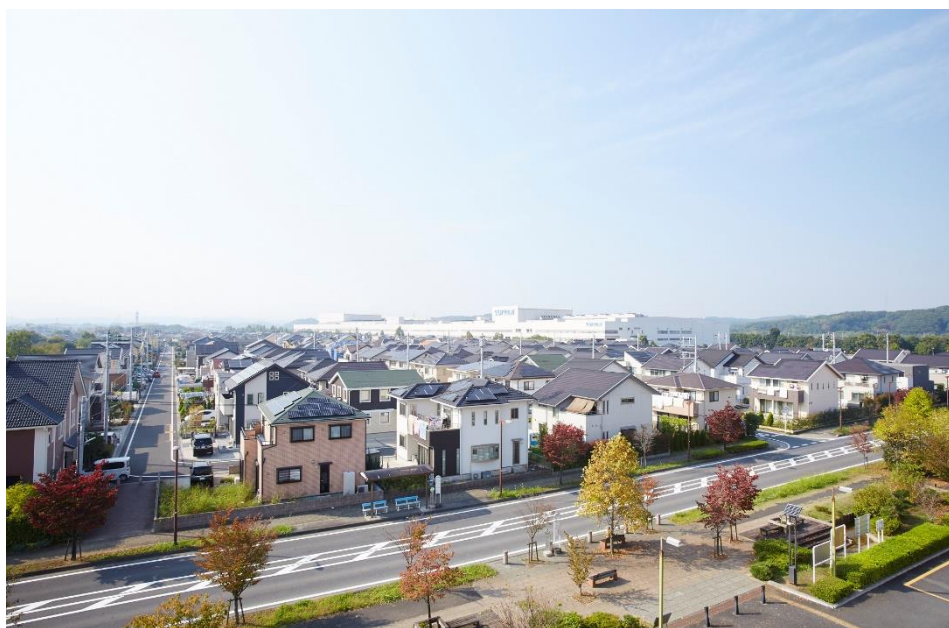
2-4 産業の状況

直近3回の国勢調査では、産業別就業人口の総数は減少傾向を示しています。

本市の産業別就業人口の推移は次のとおりです。

産業の区分		平成17	平成22	平成27
第1次産業 ※6	人口(人)	808	565	571
	構成比(%)	1.7	1.2	1.2
第2次産業 ※7	人口(人)	14,556	13,008	12,628
	構成比(%)	30.1	27.4	27.1
第3次産業 ※8	人口(人)	31,961	30,731	30,920
	構成比(%)	66.2	64.7	66.3
計	人口(人)	48,294	47,522	46,614

※ 就業者総数には分類不能の産業を含むため、各産業の集計と総数は一致しない。(資料：国勢調査)



※6 農業、林業、漁業

※7 鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業

※8 電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業・飲食業、不動産業、サービス業、公務

2-5 ごみ処理の経緯

本市のごみ処理・処分等に関する主な経緯は次のとおりです。

年 月	処 理 ・ 処 分 施 設	収 集 ・ 分 別 等
昭和 38 年	焼却施設（4t/8h）を建設	ごみ収集車 1 台で市内市街地の収集を開始（可燃物のみ週 1 回）
昭和 40 年	焼却炉を 8t/8h に増設	—
昭和 46 年 6 月	焼却施設（40t/8h）を新設	—
昭和 46 年 8 月	—	分別区分を可燃物と不燃物とし、収集車 4 台で市内全域を収集
昭和 47 年 4 月	—	事業系ごみの手数料を 30 円/10 kg とする。
昭和 50 年	—	ビン・ガラス類及び金物類の分別を開始し、分別区分を 3 区分とする。
昭和 50 年 9 月	焼却施設（60t/8h）を増設し処理能力 100t/8h へ	—
昭和 52 年 4 月	—	事業系ごみの手数料を 40 円/10 kg に改定
昭和 54 年	—	大型ごみ分別を開始し、分別区分を 4 区分とする。
昭和 57 年	粗大ごみ処理施設（40t/5h）を建設	—
昭和 59 年 10 月	—	廃乾電池の分別を開始し、分別区分を 5 区分とする。
昭和 60 年 4 月	—	家庭用生ごみ処理器補助金交付要綱を制定
昭和 61 年 4 月	—	資源集団回収事業報償金交付要綱を制定
昭和 61 年 10 月	廃プラスチック減容化施設（15t/5h）を建設	プラスチック類の分別を開始し、分別区分を 6 区分とする。
昭和 62 年 3 月	東清掃センター焼却施設（70t/16h）を建設	—
平成 2 年	—	一般廃棄物処理基本計画策定（第 1 次）
平成 2 年 5 月	—	新聞・雑誌・段ボールの古紙を資源として分別を開始する（直接搬入のみ）。
平成 3 年 4 月	—	蛍光管類の分別を開始し、分別区分を 7 区分とする。
平成 5 年 3 月	サツキクリーンセンター（最終処分場）を建設（埋立容量 205,082 m ³ ）	—
平成 6 年 5 月	—	フロンガスの回収を開始
平成 6 年 7 月	西清掃センター焼却施設（80t/24h、灰溶融炉：9.6t/24h）を建設	—

年月	処理・処分施設	収集・分別等
平成9年4月	—	事業系ごみの手数料を100円/10kgに改定
平成10年4月	—	・資源集団回収事業取扱業者報償金交付要綱を制定 ・家庭用生ごみ処理器補助金交付要綱へ「電気式生ごみ処理機」を追加 ・ごみ袋の透明、半透明化を実施
平成12年3月	—	坂戸市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定（第2次）
平成12年4月	—	ペットボトルの分別を開始し、分別区分を8区分とする。
平成13年4月	—	家電リサイクル法の施行により、フロンガスの回収を終了
平成13年10月	—	・古紙、古布類の分別を開始し、分別区分を10種14分別とする。 ・粗大ごみの有料化による戸別収集を開始（粗大ごみ予約センター開設）
平成14年3月	東清掃センター焼却施設ダイオキシン対策整備工事が完了	—
平成14年4月	焼却灰の資源化を図るため、セメント材料として活用を開始し、同時に西清掃センターの灰溶融炉を休止	—
平成15年4月	—	事業系ごみの手数料を200円/10kgに改定
平成15年10月	—	ごみ減量スローガン「人・まち・スリム100」を決定し、市民へごみ減量をPRする。
平成15年12月	—	資源物の横取り防止を図るため条例改正
平成16年3月	清掃センター焼却炉（40t/8h）の撤去工事が完了	—
平成16年4月	廃プラスチック減容化施設を休止	・容器包装プラスチックの分別開始に併せ分別区分を大幅に変更。11種15分別とする。 ・坂戸市指定袋を導入
平成17年4月	東清掃センター焼却施設の1炉を休止	高齢者、身体障害者を対象としたふれあい収集事業を開始
平成18年1月	—	緑と花と清流基金を創設
平成18年3月	—	坂戸市一般廃棄物処理基本計画策定（第3次）
平成18年4月	東清掃センター焼却施設の休止	—
平成18年6月	—	せん定枝チップ機貸出事業を開始

年 月	処 理 ・ 処 分 施 設	収 集 ・ 分 別 等
平成 19 年 4 月	—	冬物衣類を資源布として受け入れ拡大
平成 19 年 6 月	—	・ 第 5 期坂戸市分別収集計画策定 ・ 坂戸市エコショップ認定制度を創設 ・ レジ袋ゼロ運動の開始
平成 20 年 5 月	—	リサイクルガイドを作成
平成 20 年 5 月	—	サツキクリーンセンターの埋立処分終了日の変更に係る届出書を埼玉県に提出（令和 14 年 5 月まで延長）
平成 20 年 8 月	—	災害廃棄物処理計画を策定
平成 20 年 10 月	—	ごみ減量実践モデル地区指定事業開始
平成 21 年 4 月	—	・ 資源物収集袋の外袋を廃乾電池・ライター収集袋として利用開始 ・ 清掃センター内の暫定的なストックヤード機能を東清掃センター内へ移転
平成 22 年 4 月	—	家庭ごみ・資源物収集カレンダーを地区別に作成配布 (A-1.A-2.B-1.B-2)
平成 22 年 6 月	—	第 6 期坂戸市分別収集計画策定
平成 22 年 10 月	—	事業系ごみの手数料を 230 円／10kg に改定
平成 23 年 3 月	—	坂戸市一般廃棄物処理基本計画（第 3 次計画・中間年次改訂版）策定
平成 25 年 6 月	—	第 7 期坂戸市分別収集計画策定
平成 26 年 1 月	—	使用済小型家電リサイクル事業開始 分別区分（12 種 16 分別に変更）
平成 27 年 3 月	—	災害廃棄物処理計画改訂
平成 28 年 3 月	—	坂戸市一般廃棄物処理基本計画策定（第 4 次）
平成 28 年 6 月	—	第 8 期坂戸市分別収集計画策定
平成 29 年 3 月	西清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事完了 小型蒸気発電機（最大出力 160kWh）設置	—

年 月	処 理 ・ 処 分 施 設	収 集 ・ 分 別 等
平成 29 年 4 月	—	収集・運搬業務の全面委託を開始 蛍光管類の集積所への排出開始
平成 31 年 3 月	—	・坂戸市資源集団回収事業報償金交付要綱を廃止 ・坂戸市資源集団回収報償事業の終了
令和元年 6 月	—	第9期坂戸市分別収集計画策定
令和元年 10 月	—	事業系ごみの手数料を 240 円／10kg に改定
令和 2 年 2 月	—	埼玉県西部環境保全組合とごみ処理に関する相互協定を締結
令和 3 年 3 月	清掃センター解体工事が完了	坂戸市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画・中間年次改訂版）策定